

兵庫県公報

平成23年3月31日 木曜日 第7号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則及び兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（林務課）	1
○ 財務規則の一部を改正する規則（会計課）	2
企業庁管理規程	
○ 企業庁組織規程の一部を改正する管理規程	3
教育委員会訓令	
○ 兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程の一部を改正する訓令	3
○ 実習船乗組員等の旅費の支給に関する規程の一部を改正する等の訓令	3

公布された法令のあらまし

●兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則及び兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第17号）

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の制定により、林業・木材産業改善資金又は沿岸漁業改善資金の貸付対象者に同法に規定する促進事業者が追加され、これらの資金に係る償還期間等の特例が設けられたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

●財務規則の一部を改正する規則（規則第18号）

- 1 国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律の施行により、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の名称が平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律に改められ、子ども手当について暫定的に平成23年9月まで支給する措置が講ぜられることに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 兵庫県立ものづくり大学校の設置に伴い、かいの出納員に充てられる職について所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則及び兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第17号

兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則及び兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

(兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第1条 兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和52年兵庫県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(3) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第6条第3項に規定する促進事業者(以下「促進事業者」という。)

第4条中「又は1認定中小企業者」を「、1認定中小企業者又は1促進事業者」に改める。

第6条第1項に次の1号を加える。

(6) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法

律第10条第2項の適用を受けるもの 12年以内

第6条第2項中「前項第3号」の右に「又は第6号」を加える。

(兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

第2条 兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年兵庫県規則第114号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第4条第3項中「。以下「農商工等連携促進法」という。」を削り、「認定中小企業者」という。)の右に、「又は地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第6条第3項に規定する促進事業者(以下「促進事業者」という。))」を加える。

第5条に次の1項を加える。

3 経営等改善資金の1認定中小企業者又は1促進事業者ごとの貸付限度額は、第1項第1号に掲げる額とする。

別表第1中「及び第7条」を「、第7条」に改め、同表操船作業省力化機器等設置資金の項償還期間等の欄中「認定中小企業者」の右に「又は促進事業者(以下「認定中小企業者等」という。))」を加え、同表漁ろう作業省力化機器等設置資金の項償還期間等の欄から資源管理型漁業推進資金の項償還期間等の欄までの規定中「認定中小企業者」を「認定中小企業者等」に改め、同表環境対応型養殖業推進資金の項貸付けの対象の欄中「投餌」を「投餌」に、「自動給餌機」を「自動給餌機」に、「餌料成分分析機」を「餌料成分分析機」に改め、同項償還期間等の欄中「認定中小企業者」を「認定中小企業者等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則及び第2条の規定による改正後の兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付ける林業・木材産業改善資金及び沿岸漁業改善資金について適用し、同日前に貸し付けられたこれらの資金については、なお従前の例による。



財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第18号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)の一部を次のように改正する。

附則第13条(見出しを含む。)中「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

別表第1の2の部中

県立但馬技術大学校	生涯訓練課長
県立高等技術専門学院	総務課長

を

県立ものづくり大学校	総務課長
県立但馬技術大学校	生涯訓練課長
県立神戸高等技術専門学院	総務課長

に改める。

附 則

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。ただし、附則第13条の改正規定は、国民生活等の混乱を回避

するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第 号)の施行の日から施行する。

企 業 庁 管 理 規 程

企業庁組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
平成23年 3月31日

兵庫県公営企業管理者 岡 田 泰 介

兵庫県企業庁管理規程第 3 号

企業庁組織規程の一部を改正する管理規程

企業庁組織規程（昭和45年兵庫県企業局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表総務課の項中「経営調査係 契約係」を「経営管理係」に改める。

附 則

この管理規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

兵庫県教育長訓令第 1 号

本 庁

兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 3月31日

兵庫県教育長 大 西 孝

兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程の一部を改正する訓令

兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程（昭和43年教育長訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

社会教育課	1 博物館の登録を行うこと。 2 1 件8,000万円以上の契約に係る入札参加者を指名し、又は選定すること。 3 1 件 1 億3,000万円以上の契約に係る予定価格及び最低制限価格を設けること。
-------	--

」

を

「

社会教育課	1 博物館の登録を行うこと。 2 P T A等を共済団体として認可すること。 3 P T A等の共済団体の認可を取り消すこと。 4 1 件8,000万円以上の契約に係る入札参加者を指名し、又は選定すること。 5 1 件 1 億3,000万円以上の契約に係る予定価格及び最低制限価格を設けること。
-------	---

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成23年 4 月 1 日から施行する。



兵庫県教育長訓令第 2 号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
教 育 機 関

実習船乗組員等の旅費の支給に関する規程の一部を改正する等の訓令を次のように定める。

平成23年 3月31日

兵庫県教育長 大 西 孝

実習船乗組員等の旅費の支給に関する規程の一部を改正する等の訓令

(実習船乗組員等の旅費の支給に関する規程の一部改正)

第1条 実習船乗組員等の旅費の支給に関する規程（昭和44年兵庫県教育長訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第1条中「及び第23条の規定により支給する日額旅費並びに条例第6条第14項」を削る。

第2条（見出しを含む。）中「日額旅費及び外国旅行手当」を「旅費」に改める。

(教育委員会事務局等職員の日額旅費に関する規程の廃止)

第2条 教育委員会事務局等職員の日額旅費に関する規程（昭和47年兵庫県教育長訓令甲第2号）は、廃止する。

(市町村立学校県費負担教職員の日額旅費に関する規程の廃止)

第3条 市町村立学校県費負担教職員の日額旅費に関する規程（平成5年兵庫県教育長訓令第1号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の実習船乗組員等の旅費の支給に関する規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。